

松山市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年5月24日制定

令和3年7月9日改正

令和6年5月27日改正

松山市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

松山市は、島しょ部から平野部へと広がっており、中山間地域も混在している。また、地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっているため、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、島しょ部を含む中山間地域では、果樹を中心とした地域が多く、また、平野部では米、麦、野菜等の栽培が盛んであるが、都市近郊型の農業形態で自給的農家や副業的農家が多く、農業者の高齢化や後継者不足により遊休農地の発生が懸念されており、農地の利用や集積や集約化、担い手の育成や確保が喫緊の課題となっている。

これらのことから、農業を担う者への農地の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部改正する法律（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市が農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を示し公表したものをいう。）に基づき農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上の観点から、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、松山市農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法を令和6年5月27日に改正した。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する愛媛県農業経営基盤強促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する松山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として、10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和6年3月)	5, 200 ha	7 ha	0.13 %
3年後の目標 (令和9年3月)	5, 200 ha	2.1 ha	0.04 %
目 標 (令和16年3月)	5, 200 ha	0 ha	0 %

注1：現状は、「令和6年度最適化活動の目標の設定等」の数値及び解消目標面積より

注2：遊休農地面積(B)は、農地法第30条第1項の規定による農地等の利用状況調査により把握した遊休農地の数値

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法について

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を実施する。また、それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期に関わらず、適宜実施する。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえ農地中間管理機構への貸付により遊休農地の解消を図る。

③非農地判断について

利用状況調査と併せて再生利用が困難な農地については、農業者の意向を十分に考慮することも含め、速やかに「非農地判断」を行い守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」にも基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用の集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和6年3月)	5, 200 ha	1, 965 ha	37.8 %
目 標 (令和9年3月)	5, 200 ha	1, 999.5 ha	38.5 %
目 標 (令和16年3月)	5, 200 ha	2, 080 ha	40.0 %

注1：現状は「令和6年度最適化活動の目標の設定等」の数値

注2：松山市は、令和5年9月に策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の概ね10年後（令和16年）の指標の中で効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を40%と設定しており、これに準じて1年間の集積面積の目標を11.5haとする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の策定及び見直しについて

地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業のあり方と農地利用の将来像を描いた「地域計画」の策定や見直しについて市に協力し、優良農地の確保及び持続可能な農業に向けて取り組む。

②農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、松山市、農地中間管理機構、農協等と連携し（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地について「地域計画」の策定や見直しの中で、所有者や耕作者等に対し農地中間管理事業の活用を促す。また、この機会をとらえて農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを働きかける。

③農地の利用調整と利用権設定について

地域の農地利用の状況を踏まえ、認定農業者等への農地の集積を進めるほか、農業を担う者への農地の集約や、効率的な農地利用を図るため交換や利用権の再設定を推進する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和 6 年 3 月）	3 9 人 1 3 . 5 ha	2 法人 0 . 5 ha
目 標 （令和 9 年 3 月）	1 3 5 人 5 7 . 6 ha	8 法人 4 . 7 ha
目 標 （令和 1 6 年 3 月）	3 5 9 人 1 6 0 . 5 ha	2 1 法人 1 4 . 5 ha

注 1：現状は、令和 5 年度の実績

注 2：目標は、直近 3 年間の新規参入数、集積面積の実績を平均した数値の累積とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

愛媛県農業会議、松山市、農地中間管理機構等の関係機関と連携し、管内の農地の借り入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む）を把握し必要に応じて相談会を実施する。

②農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む）の地域の受け入れ条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

③企業参入の推進について

担い手の不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入を図ることを検討する。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（法人を含む）の数により評価する。
単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

松山市において策定される「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、松山市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置づけられた農業を担う者への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用への働きかけ
- ・ 松山市における「地域計画」の定期的な見直しへの協力